

E V用急速充電設備が資源エネルギー庁の「グリーン投資減税」の対象となりました。
C H A d e M O協議会

当協会が加盟するC H A d e M O協議会から、『電気自動車用急速充電設備が経済産業省資源エネルギー庁の「グリーン投資減税」の対象省エネ設備』として指定された旨情報提供がありましたのでお知らせいたします。

「グリーン投資減税」制度は、平成23年6月30日に所得税法の一部改正法として公布・施行された措置で、高効率な省エネ・低炭素設備や再生エネルギー設備への事業投資（＝グリーン投資）を税制面から支援する制度です。

電気自動車用急速充電設備は本措置の対象となる設備（全29設備）の内、「二酸化炭素排出抑制設備等」（全14設備）に指定されました。尚、電気自動車そのものについても同設備として指定されております。

この「グリーン投資減税」制度は、平成26年3月31日迄を適用期間とする時限立法措置です。

具体的には、平成23年6月30日以降上記期限迄の間に、対象となる設備を取得した事業者は、税務申告に際して、メーカーによる設備仕様証明書にC H A d e M O協議会のC H A d e M O認定充電器である旨の証明書を添付して、所轄の税務署に提出することにより、

①取得価額の30%特別償却（青色申告法人または個人）

②7%税額控除（中小企業）

のいずれかの減税措置が受けられます。

制度の詳細につきましては以下の経済産業省資源エネルギー庁URLをご覧ください。

※「グリーン投資減税」のホームページ

<http://enecho-shoeneho.jp/green/index.html>

※「グリーン投資減税」のパンフレット

<http://enecho-shoeneho.jp/green/greendocs/green2012.pdf>

以 上